3　第十九条の三第四項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。

4　第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び第二項並びに前項において準用する第十九条の三第四項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の四第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第十九条の三の十六の表第百四十九条第二項の項中「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項」に改める。

第五章の三の次に次の一章を加える。

第五章の四　指定紛争解決機関

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十九条の七　法第百五十六条の三十九第一項第二号及び第四号ニ、第百五十六条の四十三並びに第百五十六条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

二　第十九条の九各号に掲げる指定

（異議を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者の総数に占める割合）

第十九条の八　法第百五十六条の三十九第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第十九条の九　法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定

九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

第二十条第一項中「法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く」を「五十名以上の者を相手方として行うものに限る」に改め、「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）」を加える。

第三十七条の二第十三号中「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項」に改め、同条第十四号中「第百五十六条の二十」を「第百五十六条の二十第一項」に、「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十八　法第百九十四条の六の二第一号及び第三号の規定による通知

第三十八条第一項中「第三十七条から」の下に「第三十七条の六まで、第三十八条から」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第三十七条から」の下に「第三十七条の六まで、第三十八条から」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第三十七条から」の下に「第三十七条の六まで、第三十八条から」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号中「第三十八条まで」を「第三十七条の六まで、第三十八条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第三十八条まで」を「第三十七条の六まで、第三十八条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第百九十四条の七第二項第三号の二に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の三十五の規定とする。

第三十八条の二第一項中「第百九十三条の二第五項」を「第百九十三条の二第六項」に改め、同条第二項中「第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の四十五第一項」を加え、「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の二十、第百六条の二十七」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）」に、「並びに第百五十六条の三十四」を「、第百五十六条の三十四並びに第百五十六条の五十八」に改める。

第三十九条第二項第一号中「第百九十三条の二第五項」を「第百九十三条の二第六項」に改め、同項第一号の二中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改め、同項第十八号中「第百九十三条の二第五項」を「第百九十三条の二第六項」に改め、同項第十九号中「第百九十三条の二第六項」を「第百九十三条の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前各項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び発行者による迅速かつ適正な企業内容等の開示に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

第四十条に次の一項を加える。

2　前項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な公開買付けの実施に特に資すると認められる場合における権限については、関東財務局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

第四十一条に次の一項を加える。

4　前三項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な大量保有の状況の開示に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

第四十一条の二第五項中「第四十条第一号」を「第四十条第一項第一号」に改める。

第四十三条の五第一項第二号中「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十三条の六の見出し中「金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社等」に改め、同条第一項中「第百六条の二十七」の下に「（法第百九条において準用する場合を含む。）」を加え、「金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社等（金融商品取引所持株会社、親商品取引所等（法第百二条の三第一項に規定する親商品取引所等をいう。）又は金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所（金融商品取引所であるものを除く。）をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）」に改め、「本店」の下に「又は主たる事務所」を加え、同条第二項中「金融商品取引所持株会社の本店」を「金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所」に改め、「営業所」の下に「若しくは事務所」を加え、「当該金融商品取引所持株会社」を「当該金融商品取引所持株会社等」に改め、「本店」の下に「若しくは主たる事務所」を加える。